

令和 7 年第 2 回農業委員会議事録

令和 7 年 2 月 2 5 日

下 妻 市 農 業 委 員 会

令和7年第2回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和7年2月25日(火) 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所4階 会議室4-1

3. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第3号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について

第4号 現況証明書の交付決定について

第5号 下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

第6号 農地中間管理事業業移管に伴う下妻市農業委員会事務局処務規則の一部改正について

第7号 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)(案)の策定に対する意見について

4. 報 告

第1号 制限除外の農地の移動届出について

第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次のとおり

1番 高橋 克己	2番 鶴見 清忠	3番 結束 乾一
5番 栗原 三郎	6番 鈴木 政良	7番 中山 悟
8番 吉川 利幸	9番 飯島 晴彦	10番 草間 進
11番 白井 安男	12番 笠島 修	13番 羽賀 茂
14番 齊藤 森一	15番 稲川 広美	16番 飯村 春夫
17番 程塚 裕行	18番 塚田 好克	19番 齋藤 孝夫

欠席委員次のとおり

4番 野村 操

出席職員次のとおり

局長 塚越 剛 局長補佐 杉田 由里子 局長補佐 磯 和洋 係長 富張 陽子

(午後 1 時 3 0 分 開会)

議長(会長 齋藤孝夫君)

ただいまから、令和 7 年第 2 回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、18 名であります。

欠席の届出は 4 番 野村 操 君であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。
なお、本日の議事録署名委員は 3 番 結束 乾一 君、5 番 栗原 三郎 君 の両名を指名いたします。
それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

1 ページをお開き願います。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、14 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、下栗地内、畑、1,586 m²、申請理由は、耕作地である農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 2 号と 3 号は関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

処理番号 2 号、申請地、大木地内、畑、1,071 m²、及び処理番号 3 号、申請地、大木地内、畑、1,248 m²、申請理由は、農地を集約し、耕作しやすくするための相互交換で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、申請地、江地内、2 筆、田及び畑、合計 1,844 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 5 号、申請地、原地内、畑、79 m²、申請理由は、耕作地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 6 号、申請地、下妻地内、畑、418 m²、申請理由は、自宅に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

3 ページをご覧願います。

処理番号 7 号、申請地、黒駒地内、3 筆、畑、合計 477 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 8 号、申請地、大木地内、畑、1,084 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当

しない申請内容であると考えられます。

4 ページをお開き願います。

処理番号 9 号、申請地、江地内、15 筆、田及び畑、合計 13,654 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 10 号、申請地、江地内、2 筆、畑、合計 1,559 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

ここで、処理番号 11 号に関する資料を配布いたしますので、しばらくお待ちください。

(資料配布・終了)

ただいま配布いたしました資料をご覧願います。

処理番号 11 号につきましては、個人情報保護の観点から、資料を別に配布させていただきました。また、資料は議決後に回収させていただきますのでよろしくお願いいたします。

5 ページをご覧願います。

処理番号 11 号、申請地、皆葉地内、2 筆、田及び畑、合計 1,684 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 12 号、申請地、江地内、畑、534 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 13 号、申請地、大宝地内、田、4,932 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が今月の報告第 2 号で取得する農地の売り渡しであります。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

6 ページをお開き願います。

処理番号 14 号、申請地、古沢地内、3 筆、畑、合計 987 m²、申請理由は、自宅に近い農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第 1 号)

処理番号 1 号:飯村委員

議案第 1 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、ヘキサホールきぬから南へ約 200m にあり、麦の作付けがされていきました。2 月 17 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェック

シートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 2 号・3 号:鶴見委員※一括報告

議案第 1 号 処理番号 2 号及び処理番号 3 号について報告いたします。申請地は、JA 常総ひかり下妻梨第一選果場から南東へ約 900m 圏内にあり、両者とも野菜の作付けがされていました。2 月 18 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、両者とも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 4 号:鶴見委員

議案第 1 号 処理番号 4 号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北西へ約 1.9km 圏内にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。2 月 19 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 5 号:鈴木委員

議案第 1 号 処理番号 5 号について報告いたします。申請地は、千代川郵便局から南へ約 550m にあり、水稻の作付けがされた後、耕運されていました。2 月 20 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 6 号:稲川委員

議案第 1 号 処理番号 6 号について報告いたします。申請地は、下妻警察署から南東へ約 350m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。2 月 20 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 7 号:鶴見委員(代理報告)

議案第 1 号 処理番号 7 号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から西へ約 1.1km にあ

り、麦の作付けがされていました。2月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号8号:鶴見委員

議案第1号 処理番号8号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻梨第一選果場から南東へ約550mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。2月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号9号:鶴見委員

議案第1号 処理番号9号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北西へ約1.8km圏内にあり、一部麦が作付けされ、残りは休耕でしたが、きれいに管理されていました。2月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号10号:鶴見委員

議案第1号 処理番号10号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北西へ約2.3km圏内にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。2月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号11号:羽賀委員

議案第1号 処理番号11号について報告いたします。申請地は、筑波サーキットから南東へ約1.3km圏内にあり、2筆とも雑草が繁茂し、木が生えている状態でした。2月17日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には高齢のため家族に電話をして行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号12号:鶴見委員

議案第 1 号 処理番号 12 号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北へ約 800m にあり、3 分の 1 は篠竹、残りは木が生えていました。2 月 19 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 13 号:白井委員

議案第 1 号 処理番号 13 号について報告いたします。申請地は、東部中学校から北へ約 400m にあり耕起されて、きれいに管理されていました。2 月 19 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 14 号:齊藤(森)委員

議案第 1 号 処理番号 14 号について報告いたします。申請地は、JA 常総ひかりカントリーエレベーターから北へ約 100m にあり、一部水稻の作付後、残りは休耕でしたが、きれいに管理されていました。2 月 17 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。飯村委員。

飯村委員

農地法第 3 条申請全般でお聞きします。地域調和要件について、チェックはしておりますが、そのほかに、例えば、新規就農者が麦を耕作している農地を購入したいという場合の許可は、どのようになるのでしょうか。新規就農ですから、農作業従事日数は、ないと思います。その場合、事務局ではどう審査しているのか、お聞きします。

事務局(富張陽子君)

飯村委員のご質疑にお答えいたします。農作業従事日数は、年間 150 日以上と定められています。これまでの実績では、家庭菜園や、また隣人や親戚宅で農作業を手伝っていたなどの年数も含まれております。そういった年数を加味して、見ております。以上です。

飯村委員

新規就農者が土地を買いいたいとか、全く農業をしたことがない人が、例えば、麦を耕作している農地を全て委任ということで、購入できるのでしょうか。新規就農の場合には、農作業従事日数というのは、該当

せず、従事日数はなしにして許可できますということになりますか。農地法の趣旨から回答いただきたいと思います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

全般的な話になりますので、事務局は、次回の会議のときに説明してください。ほかに質問はありませんか。稲川委員。

稲川委員

お聞きしますが、業としてではなくて、家庭菜園としての農地の売買について、農地を農地として買うときは3条申請になる、確認ですが、そうなりますよね。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(磯和洋君)

お答えします。委員おっしゃるとおりでございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

稲川委員、よろしいですか。

稲川委員

分かりました。

議長(会長 齋藤孝夫君)

そのほか、調査結果についての質問ありますか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

ここで、処理番号11号についての資料を回収いたします。

(資料回収・終了)

続いて、議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

7ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回5件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、別府地内、畑、650㎡、申請理由は、既存事業所敷地が手狭であるため、事業所に近い申請地に車両置場を設けるものでございます。

参考資料の3ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、大宝地内、登記、畑、現況、雑種地、199㎡、申請理由は、平成10年10月頃より貸駐車場用地として無断転用されていた申請地を、駐車場兼資材置場用地として賃借し使用していたことから、始末書添付の上、譲受するものでございます。

参考資料の5ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、今泉地内、畑、1,395㎡、申請理由は、太陽光発電設備の設置でございます。

8ページ並びに、参考資料の7ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、堀籠地内、田、2,046㎡、申請理由は、既存事業所敷地が手狭であるため、利便性の良好な申請地に資材置場兼車両置場を設けるものでございます。

参考資料の9ページをお開き願います。

処理番号5号、申請地、黒駒地内、2筆、畑、合計429㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたします。

事務局(磯和洋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は7ページ、参考資料は、1ページ・2ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、3ページ・4ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、鉄道の駅から300m以内にある農地であるため、第3種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

参考資料は、5ページ・6ページをお開き願います。

処理番号3号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

なお、本申請は固定価格買取制度の認定を受けない非 FIT 太陽光発電所であり、東京電力への電力受給契約が申請済みとなっております。

議案書は 8 ページ、参考資料は、7 ページ・8 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、出入口造成工事に伴い、下妻市の道路工事施工承認及び法定外公共物使用・工事許可が申請済みとなっております。

参考資料は、9 ページ・10 ページをお開き願います。

処理番号 5 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、目的が住宅であり、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第 2 号)

処理番号 1 号:飯島委員

議案第 2 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、大形小学校から北西へ約 500m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。2 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、また、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、車両置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号 2 号:白井委員

議案第 2 号 処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、大宝駅から南東へ約 100m にあり、すでに駐車場兼資材置場敷地として利用されており、その内容は始末書で確認しました。2 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には会社訪問にて行い、また、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場兼資材置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号 3 号:齊藤(森)委員(代理報告)

議案第 2 号 処理番号 3 号について報告いたします。申請地は、下妻第一高等学校野球場から東へ約 600m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。2 月 20 日、地区委員 1 名、事務局職員磯

補佐と現地調査を行いました。また、私は 20 日に都合がつかなかったので、22 日に野村委員と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、太陽光発電設備へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 4 号:栗原委員

議案第 2 号 処理番号 4 号について報告いたします。申請地は、小貝川ふれあい公園ネイチャーセンターから西へ約 150m にあり、耕作されておらず、短い枯れ草が生えていました。2 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、資材置場兼車両置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 5 号:鶴見委員(代理報告)

議案第 2 号 処理番号 5 号について報告いたします。申請地は、上妻幼稚園から西へ約 1.1km にあり、麦が作付けされていました。2 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員富張係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

9 ページ並びに、参考資料の 11 ページをお開き願います。

議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分につきましては、今回 3 件の申請であります。ご説明を申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、大宝地内、畑、330 ㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料の 13 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、申請地、半谷地内、登記、畑、現況、宅地、225 ㎡、申請理由は、令和元年頃より、申請地の一部を隣接する実家の住宅敷地として無断転用していたことから、始末書添付の上、自己住宅兼店舗を建築するものでございます。

参考資料の 15 ページをお開き願います。

処理番号 3 号、申請地、黒駒地内、畑、675 ㎡、申請理由は、既存事業所敷地が手狭であるため、事業所に近い申請地に車両置場兼駐車場を設けるものでございます。

農地区区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたします。

事務局(磯和洋君)

農地法に基づく農地区区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は 9 ページ、参考資料は、11 ページ・12 ページをお開き願います。

処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、鉄道の駅から 500m 以内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済みとなっております。

参考資料は、13 ページ・14 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、15 ページ・16 ページをお開き願います。

処理番号 3 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第 3 号)

処理番号 1 号: 白井委員

議案第 3 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、東部中学校から西へ約 100m にあり、

休耕でしたが、きれいに管理されていました。2月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人には電話にて行い、また、貸人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号2号:鶴見委員

議案第3号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から南東へ約200mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。2月20日、地区委員2名、事務局職員富張係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人には自宅訪問にて行い、また、貸人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅兼店舗へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号3号:鶴見委員(代理報告)

議案第3号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北へ約500mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。2月20日、地区委員2名、事務局職員富張係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人には電話にて行い、また、貸人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、車両置場兼駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第4号、現況証明書の交付決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

10 ページをお開き願います。

議案第 4 号、現況証明書の交付決定につきましては、今回、1 件の願出であります。

非農地証明は、現況が山林等で農地に復元することが著しく困難であるもの、又は宅地等になってから 20 年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないものなどが交付の対象となります。ご説明を申し上げます。

処理番号 1 号、願出地、高道祖地内、畑、764 m²、現況が山林であるため地目を変更したく願出されたものであります。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第 4 号)

処理番号 1 号:塚田委員

議案第 4 号 処理番号 1 号について報告いたします。願出地は、高道祖郵便局から北西へ約 300m にあり、山林化していました。2 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。願出人への確認は、自宅訪問にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、山林化していることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 5 号、下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

議案第 5 号の別紙をお開き願います。

議案第 5 号、下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議につきましては、公的機関である農業委員会が、その職務執行にあたり、法令遵守する姿勢を、明文化し、取り組んでいくために、申し合わせ決議を行うものでございます。

内容につきましては、杉田補佐から説明いたします。

事務局(杉田由里子君)

議案第5号 下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、ご説明をいたします。こちらは、各委員が法令を遵守し、公正・公平な職務遂行による農地制度の適正執行に努められるよう、農業委員会組織として改めて綱紀粛正の徹底を図っていく目的で決議するものであります。また、全国農業会議所からも年に1回以上実施するよう要請がなされているところでございます。

それでは、参考資料に綴っております、議案第5号 下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について の1枚目をめくっていただき、2枚目をお開きください。こちらが、下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)でございます。上段において、農業委員及び農地利用最適化推進委員の責務について記載し、下段については、申し合わせの内容が記載されております。それでは、決議(案)について、読み上げさせていただきます。

下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)、私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上が決議(案)となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。発言はありませんか。齋藤(森)委員

齋藤(森)委員

農業委員会法第31条の議事参与の制限というのは具体的にどういうことですか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(杉田由里子君)

齋藤(森)委員のご質疑にお答えいたします。農業委員会法31条、議事参与権の制限でございますが、こちらは農業委員会の委員は、ご自分や、同居の親族もしくはその配偶者に関する事項につきまして、その議事に参加することができないといった内容となっております。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

齊藤(森)委員、よろしいですか。

齊藤(森)委員

分かりました。

議長(会長 齋藤孝夫君)

そのほか、発言はありませんか。中山委員。

中山委員

項目2の中で、法令遵守を徹底するための研修等を実施するとありますが、現時点で研修の計画などはできるのでしょうか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(杉田由里子君)

はい、中山委員のご質疑にお答えいたします。現時点では、今年度につきましては、もう2月でございますので、特に計画はございませんが、来年度におきましては、また視察研修の研修委員会ですとか、あとは農業会議所主催の研修会など、随時お声かけをさせていただければと思っております。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

よろしいでしょうか。

中山委員

農業会議所等の研修は、その中で具体的に法令遵守に関するものは、あるのでしょうか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(杉田由里子君)

ご質疑にお答えいたします。法令遵守に特化した研修といいますと、そういった項目は、委員さんになられた一番最初の研修では、この項目について、研修をしていただくことにはなっております。また、毎年、農業会議で開催される研修についてもこの項目が含まれております。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

中山委員、いかがですか。

中山委員

はい、ありがとうございます。ひとつお願い申し上げたい。この法令遵守は、生きてるもので、新任のときの研修ばかりでなく、やはりローリングしていくことが大切だと思います。世間では、最重要テーマになっているでしょうから、研修等についてよろしくをお願いします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

コンプライアンスですね。当農業委員会でも、事務局のほうから少しずつでもご指導していただければと思います。そのほか、発言はございますか。

(「なし」と発するものあり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり決議することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発するものあり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。2枚目の(案)を削除願います。

続いて、議案第6号、農地中間管理事業業務移管に伴う下妻市農業委員会事務局処務規則の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

議案第6号の別紙をお開き願います。

議案第6号 農地中間管理事業業務移管に伴う下妻市農業委員会事務局処務規則の一部改正につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴い農地の貸借方法が一本化されること及び本市における一部の部署について組織機構を見直すことに対応するもので、現在、市農業政策課で所管している農地中間管理事業業務を、令和7年4月1日より農業委員会事務局に業務移管するに当たり、下妻市農業委員会における関係規則について整理を要するため提案するものでございます。

内容につきましては、杉田補佐から説明いたさせます。

事務局(杉田由里子君)

議案第6号、農地中間管理事業業務移管に伴う下妻市農業委員会事務局処務規則等の一部改正について、ご説明いたします。

まず、最初に業務移管につきまして、ご説明いたします。現在、農業政策課で所管しております農地中間管理業務につきまして、令和7年4月より、農業委員会事務局の業務として移管される予定となっております。市では、組織や事務の改善を図ることにより、行政事務の合理化及び能率化を促進し、それにより市民福祉の増進に寄与することを目的として農業政策課が所管している農地中間管理事業を農業委員

会事務局が所管している農地銀行と一元化を図ることについて、将来的に調整していくこととされてきました。その後、農業経営基盤強化促進法等が一部改正され、地域計画の策定をもって両事業が農地中間管理事業の農用地利用集積等促進事業に統合されることから、令和7年4月1日に一元化を図り、農業委員会事務局に中間管理事業業務が移管されることとなりました。

今回の議案は、農業政策課が所管している農地中間管理事業を農業委員会事務局に業務移管することで、利用者のワンストップ化と事務の効率化を目指すため、農業委員会が所管する規則の改正を行うものでございます。

これを受けて、令和7年4月以降の農業委員会事務局の人員体制につきましては、移管される事務量を精査し、人事担当課に増員の要請を行っているところでございます。

続きまして、下妻市農業委員会事務局処務規則の一部改正の内容につきまして、ご説明いたします。資料を1枚めくっていただきますと、1ページが公布文、2ページが改正文となっております。この規則は、農業委員会事務局の組織や事務の処理事項について定める規則でございます。改正の内容につきましては、農業委員会事務局の事務分掌に農地中間管理事業業務を加える内容となっております。

この規則につきまして、付則において、令和7年4月1日より施行することを、提案しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。発言はありますか。

(「なし」と発するものあり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発するものあり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

ここで、農業政策課職員入室のため暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

(農業政策課職員:増田補佐・杉山主幹 着席)

議長(会長 齋藤孝夫君)

それでは、休憩前に戻り会議を始めます。

議案第7号、地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)(案)の策定に対する意見についてを議題いたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

議案第7号の別紙をお開き願います。

議案第7号、地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)(案)の策定に対する意見につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1付で施行されたことに伴い、地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画が令和7年4月1日より施行することとなっております。本市におきましても、かねてより農業委員の皆様にご協力いただき、地区座談会等を開催してまいりましたが、これらを基に作成した地域計画(案)を策定するにあたり、下妻市長より農業委員会に対して意見を求められたものでございます。

内容につきましては、杉田補佐から説明いたさせます。

事務局(杉田由里子君)

農業委員の皆様には、地域計画・目標地図の作成に当たり座談会等をとおしてご協力を賜り誠にありがとうございます。

それでは、議案第7号、地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)(案)の策定に対する意見についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、これまでの地域農業の将来の在り方を示した人・農地プランが法定化され、改正後は地域農業の将来の在り方を示した地域計画とその目標地図について、令和7年3月までに策定することが定められました。これにより農業委員会では、市農業政策課とともに地域計画に伴う目標地図の素案を作成してまいりました。

本日は、市内全9地区の地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画及び目標地図の案を皆様にお示ししております。資料では、議案第7号を1枚めくっていただきますと、下妻・総上地区から順に大形地区まで全9地区となっております。

案策定までの経過といたしましては、令和6年1月に第1回座談会を実施し、その間、今後の農業経営の意向を伺うアンケートを行い、その結果を反映した地図について、本年6月の第2回座談会で座談会参加者に確認をいただきました。先月実施の第3回座談会では、アンケートによる縮小意向の農地について、担い手の方の営農意向を踏まえて割付した地図を確認していただき、その後、座談会結果の調整を経て、農業委員会から市へ目標地図素案を提出いたしました。

本議案は、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、地域計画・目標地図の策定に当たり、市から農業委員会へ意見を求められたものでございます。

目標地図素案の作成は農業委員会の業務として位置付けられており、目標地図作成の内容といたしましては、座談会においても説明しておりますが、各地区とも農業経営について、縮小・離農意向のある農地について、拡大意向のある担い手へ集積していくことを基本として作成しております。また、農業を担う者・目標地図に位置付ける者についても座談会において確認をいただき調整を行っております。

なお、今後のスケジュールといたしましては、農業委員会の他にも関係機関の意見聴取を行った後に、地域計画の公告縦覧を行い、3月中に計画策定、公表となる予定でございます。説明は以上でございます。

ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。発言はありませんか。飯村委員。

飯村委員

項目4の地域内の農業を担う者一覧にある表中の属性について、これはどういう種類の方がおられるのでしょうか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

農業政策課から、お願いします。

農業政策課職員(杉山右樹君)

属性の項目につきましては、まず認定農業者と認定新規就農者の方に関しては、そのように設定させていただいてます。また、農協等、サービスを提供する事業者などの項目がありまして、認定農業者でもなくて新規就農者ではないけれども、将来、地域農業の担い手になっていただけたらという方に関しましては、利用者という項目が設定されております。どの属性に対応するかにつきましては、こちらで設定しております。

議長(会長 齋藤孝夫君)

飯村委員、よろしいでしょうか。

飯村委員

面積的には、制限は設けていますか。

農業政策課職員(杉山右樹君)

特に、設けておりません。

議長(会長 齋藤孝夫君)

飯村委員、よろしいですか。

飯村委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

ほかに、発言はありませんか。塚田会長職務代理者

塚田会長職務代理者

農地面積が、田と畑を合わせても合いませんが、これは何が含まれるのですか。

事務局(杉田由里子君)

こちらにつきましては、地域計画は、原則として、農用地区域の青地についてエリアとしておりますが、その中には、農業施設用地なども含まれていますので、それが要因かと思われます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

塚田会長職務代理者、よろしいですか。

塚田会長職務代理者

分かりました。

議長(会長 齋藤孝夫君)

ほかに発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、意見なしとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)(案)の策定に対する農業委員会の意見は無し、といたします。

ここで、農業政策課職員退出のため暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

(農業政策課職員：退出)

議長(会長 齋藤孝夫君)

それでは、休憩前に戻り会議を始めます。

報告第1号、制限除外の農地の移動届出について報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

12 ページをお開き願います。

報告第1号、制限除外の農地の移動届出につきましては、今回3件の届出であります。ご報告申し上げます。

届出番号1号、届出地、若柳地内、畑、1,001 m²の届出理由は、路面再生工事に伴い、建設重機置場として、一時転用したく届出されたものであります。去る1月17日、届出があり、内容を審査した結果、適法でありますので、届出を受理したことをご報告申し上げます。

届出番号2号、届出地、中央工業団地地内、畑、1.04 m²、届出理由は、中央工業団地区域内の公衆用道路の拡幅をしたく届出されたものであります。去る1月24日、届出があり、内容を審査した結果、適法でありますので、届出を受理したことをご報告申し上げます。

届出番号3号、届出地、若柳地内、畑、705 m²の内4.73 m²、届出理由は、路面再生工事に伴い、下妻市道の拡幅をしたく届出されたものであります。去る2月4日、届出があり、内容を審査した結果、適法でありますので、届出を受理したことをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続いて、報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、報告願います。局長。

事務局長(塚越 剛君)

13 ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出につきましては、今回4件の届出でございます。ご説明申し上げます。

届出番号1号、届出地、大宝地内、田、4,932 m²、公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る1月22日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

届出番号2号、届出地、下栗地内、2筆、畑、合計4,655 m²、

届出番号3号、届出地、原地内、田、2,918 m²、

14 ページをお開き願います。

届出番号4号、届出地、原地内、2筆、田、合計4,615 m²、これらにつきましても、公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る2月10日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続いて、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

15 ページをご覧ください。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載のとおり、15 ページから18 ページまで、18 件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

慎重なるご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和7年第2回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

議事終了（午後2時53分）

議 長 齋 藤 孝 夫

署名委員 栗 原 三 郎

署名委員 結 束 乾 一